

鴨川市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 16 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 86 号

鴨川市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

鴨川市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成 19 年鴨川市告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 千葉地方法務局館山支局

第 2 条第 2 号に次のように加える。

イ 子ども家庭支援センターオレンジ

附 則

この告示は、公示の日から施行する。